

令和5年度 長崎県特別高圧電力高騰対策支援事業費補助金  
募集要項

受付期限 令和6年6月3日(月)  
~ 令和6年7月1日(月) 必着

申請書の郵送先 長崎県 産業政策課  
特別高圧電力高騰対策支援 受付係  
〒850-8570 長崎市尾上町3-1  
TEL 095(895)2614

応募書類の提出方法 簡易書留やレターパックでの郵送

募集要項や応募書類は、下記ホームページからダウンロードできますので、  
ご利用ください。(長崎県 産業労働部 産業政策課ホームページ)

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/shigoto-sangyo/sangyoshien/tokubetsukouatu2/>

長崎県産業労働部 産業政策課

## 1. 事業の目的

エネルギー等物価高騰の影響を受けている県内事業者等の負担軽減を図り、安定した経営環境の持続を促進するため、特別高圧電力受電事業者等を支援し、県内経済の振興を図ります。

## 2. 補助対象者

以下の全ての項目に該当する特別高圧受電事業者等のうち、別表1に掲げる業種を営む者が対象者となります。ただし、商業施設に入居する事業者等については、商業施設を管理し特別高圧電力の受電を契約している者を補助対象者とします。

県内に主たる事務所、事業所を置いて事業を実施していること

宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でない者

法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人でないこと  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者でないこと

法人税（個人事業主の場合は所得税）、県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。又は、納税に関して、正式な猶予の手続き等を経ていること。

「パートナーシップ構築宣言（下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準における宣言）」を宣言していること

別表1

大分類	業種
D	建設業
E	製造業
G	情報通信業
I	卸売業、小売業
J	金融業、保険業
K	不動産業、物品賃貸業
L	学術研究、専門・技術サービス業
M	宿泊業、飲食サービス業
N	生活関連サービス業、娯楽業
R	サービス業（他に分類されないもの）

### 3. 補助額

1 事業者あたりの上限額を3,000万円とし、補助額は次により算出された額とします。ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

- (1) 令和5年10月から令和6年5月までの毎月の特別高圧電力量を対象とする。
- (2) 電力量1kwhあたり0.9円を乗じた額(5月分については0.45円を乗じた額)と予算の範囲内で知事が必要と認めた額を比較して少ない方の額を補助額とする。
  - (1)の特別高圧電力使用量を含む、国、県、市町が実施する物価高騰分への支援補助と併用して交付を受けることはできません。
  - (1)の特別高圧電力使用量に、公共施設分や住宅分を含むことはできません。

### 4. 交付申請の提出期間

令和6年6月3日から令和6年7月1日(月)までに必着。

### 5. 申請手続き等

#### (1) 申請書の郵送先

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県産業政策課 特別高圧電力高騰対策支援 受付係 宛

簡易書留やレターパックなど、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

#### (2) 提出書類

補助金交付申請書(様式第1号)

チェックリスト

所要額計算書(様式第2号)

誓約書(様式第3号)

特別高圧電力を受電していることを確認できる書類(電力(受電)契約書等)  
県税に関し未納がないことを証明する証明書又は新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予を受けていることが分かる書類

法人税(個人事業主の場合は所得税)、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する証明書又は新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予を受けていることが分かる書類

直近事業年度の貸借対照表及び損益計算書など事業実績が分かる書類

申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、申請者が個人事業主の場合は、本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード、住民票等）

パートナーシップ構築宣言の写し

以上のほか、必要に応じて追加資料等の提出をお願いすることがあります。

### （３）採択方法

申請内容を審査のうえ、要件を満たすものを採択し、交付決定します。

交付決定は、県から申請者あてに通知します。

（交付決定は7月を予定しております。）

## 6．その他

### （１）事業等の確認

必要に応じて現地調査や電話、メール等による聞き取り調査を実施する場合がありますので、ご協力をお願いします。

### （２）県補助事業の経理

県補助金に係る収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理するとともに、本申請に係る書類一式については、事業完了した日の属する県会計年度の終了の翌年度から5年間保管してください。

補助金の全部又は一部を県に返納する必要があることがあります。

#### **【問い合わせ先】**

特別高圧電力高騰対策支援 受付係（長崎県産業政策課）

TEL 095（895）2614

FAX 095（895）2579